

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	幼保連携型認定こども園 昭光保育園	施設 種別	保育園
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

2022年5月13日

総 評	<p>昭光保育園は、お寺の本堂で檀家のこどもを預かる事から始まっており、当時の記録によると開所当初から「保育」という表現が使われていました。お寺での「保育」は第二次世界大戦中も継続しており長い歴史の中で開園当初から地域の中での子育ての役割を積極的に担ってきたといえます。</p> <p>昭和26年に認可保育園として運営が始まり、地域の子どもの人数に合わせて建物の増築や改修を行い、利用定員も変更しながら運営をされてきました。平成29年に認定こども園の申請を行い、令和2年に認可され、幼保連携型認定こども園として運営をされています。</p> <p>利用定員は、認可保育園の時代は最大150名となっていました。認定こども園の申請時に子どもが自由に動く事のできるスペースを確保する視点で調整を図り現在は0～5歳を対象に100名の定員となっています。</p> <p>建物は平成16年に増築し現在の建物となっています。京都産の檜や漆喰を用い、有害物質を極力使用しない建物は設計段階から空気の流れも考慮された開放的な造りとなっています。</p> <p>給食は、開園当初より提供されており、現在は園内の厨房を使って外部業者に委託しています。委託をする事でメニューの幅の広がりがある事に加え、職員が離職した際のスムーズな人員の確保といった課題への解決に繋がるなど良い影響がみられています。</p> <p>職員の労働環境としては、配置基準以上の職員配置となっているため、残業が少ない事や年次有給、産育休の取得のしやすさに繋がりが良好な状態を保っています。</p> <p>事業としては、子育て支援センター「よちよちひろば」を平成16年より併設しており、地域の保育ニーズの把握に努めています。「一時預かり」は市の区分である午前／午後の枠に加えて1時間単位での利用を可能とする独自の利用メニューを設定する事でより利用しやすくするなど、ニーズに対する真摯な姿勢が確認できました。</p> <p>仏教精神に基づく保育を実践されており、異年齢の集団的な保育の中で兄弟姉妹の体験を重ねる事でこどもの発達を促しています。大きな動きを伴うあそびは園庭、静かな遊びは部屋など活動に応じたゾーンが設定されていました。</p> <p>園の保育方針を主軸に置き、さらなる保育の質向上と地域のニーズ充足に先駆的に取り組んでいかれる事を期待します。</p>
-----	--

<p>特に良かった点(※)</p>	<p><b>Ⅱ-2-(2) ①職員の就業状況に配慮がなされている。</b>        人員配置基準以上の加配を行い、業務を一人の保育士が抱え過ぎないように複数担当制にするなどの配慮がなされ、園に勤務する保育士を大切にする事業所としての姿勢が確認できました。園長は保育協会の研修部門でリーダーシップを発揮されています。より良い学びの機会が充実していく事も働きやすさに繋がっていくと考えます。</p> <p><b>Ⅱ-4-(3)地域の福祉向上のための取り組みを行っている。</b>        立地や運営上の制約がある中でも地域子育て支援拠点「よちよちひろば」では施設と園庭の解放をしています。        地域の商店街や学校との連携も積極的に行い、地域の福祉向上にむけて取り組んでいました。</p> <p><b>A-1-(2) ①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</b>        園庭と一体の空間となっており常に空気の流れがある開放的な園舎はエアコンを使わなくても快適に過ごせる環境となっています。広いホールは異年齢の園児が朝礼（お仏参）に集い、集団でのルールや役割を学ぶ場となっています。開放的なホールは感染症予防の観点からも良好な空間であるといえます。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p><b>I-3-(1)中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</b>        舞鶴市の人口動向等は正確に把握し、単年度の計画に反映するなどの取り組みが確認できました。しかし、長期的な視点での計画は確認できませんでした。動向を踏まえた園の方向性や、収支計画も含んだ中長期の計画を策定され、単年度の計画に落とし込む事に着手されてはいかがでしょうか。</p> <p><b>Ⅱ-1-(2)②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している</b>        手厚い体制や良好な保育環境の維持には、人件費や修繕等の維持費や人件費などの支出が欠かせません。収支バランスを踏まえた経営状態の把握と課題への対応は園長を中心に理事会機能も活用して検討されてはいかがでしょうか。</p> <p><b>Ⅲ-2-(1)提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</b>        文書化された標準的な実施方法が確認できませんでした。園としての保育の方針を具現化するために必要不可欠な職員の育成の視点からも、園が目指す職員像や倫理綱領を文書化され、保育を実施する際のマニュアルの策定を検討されてはいかがでしょうか。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 保育所版 対比シート

---

受診施設名	幼保連携型認定こども園 昭光保育園
施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
訪問調査日	2021年7月29日

保育所評価基準 対比シート (H29年4月～)

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	B
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	A	A
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C	C
		5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C	C
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	B	B
		7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	A	A
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	B
		9	②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	C	C

[自由記述欄]

1. 理念はホームページや重要事項説明書に記載している。仏教理念に基づく法人理念と保育方針が混同されないように、明文化し職員への周知を図っている。毎月の保育目標に理念に基づく方針を記載している。保護者へは園だよりの冒頭に記載をして理解を進めている。保育方針に基づく評価反省を行う機会を設けているが、十分に機能していない部分もある。理事長より職員個々に、理念や方針を伝える機会を日々設定するなどの取組みを進めているが、職員への周知に関しては一部課題を残すと認識している。
2. 全国的な状況は保育協会、舞鶴市の民間経営会からの情報で把握している。職員配置に重点を置いた運営をしている。経営協からの情報提供、会計ソフトの活用と会計士からの指導を受け、運営に活用している。会計士からの指導(1回/月)があり、園の経営状況については理事会(1回/3か月)や市の園長会で検討する機会がある。理事会では財政報告と運営に関する議論がなされている。
3. 理事会は約半数が職員、元保護者で構成されており、保育の質や環境の議論が多い。評議員会で経営上の課題の確認と議論がなされている。市から出ている人口動向調査より、子どもの人数は減少する事も想定されるため、建物のメンテナンスを行うなどの方針決定が理事会でなされている。
4. 中長期計画の策定がなされていない。
5. 単年度の事業計画は策定されているが、中長期計画が策定されていないため通番4と連動しての評価となる。
6. 2月期に事業内容の評価と次年度の計画案に関して職員からの意見徴収を行っている。年度初めに職員に計画を配布している。単年度の計画は職員会議の中で振り返りの機会を設定しているが、プログラムや計画の見直しまでは実施できていない。
7. 法人の事業計画書や決算報告書はホームページやWAMNETに掲載している。保護者会は法人とは別組織で、行事等は園と共同で取り組む事がある。園の中で検討している事は保護者会にも報告をしている。園だよりや入園式での挨拶などで事業計画の重点項目について説明をしている。
8. 舞鶴市児童教育ビジョンに基づき、職員への負担を軽減しながら質の向上に取り組んでいる。保育協会や舞鶴市の研修も活用して、子どもたちの遊び方に着目をするようにしている。日々の保育の中での気づき子どもたちの育ちにどのような影響を与えているか職員会議で見直し機会を持っている。見直しのための役割分担がより明確になされる事が望ましい。
9. 客観的な基準に基づく見直しを実施できていない。今後、課題に基づく改善改善計画を策定して実施していく事が望ましい。

**II 組織の運営管理**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	B	B	
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	A	
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	C	B	
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	C	B	
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	B	B	
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	B	B	
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	A	A	
		II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	C	C
			18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	B	B
	19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	B	A		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	B	A		
	II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B	B
22			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	A	
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	B	B	
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	B	
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A	
		II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	B	A
			27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	C	A

**[自由記述欄]**

10. 施設長の事業所経営に関する方針や職務分掌は文書化されていない。緊急時の業務委任は役割分担がなされており安全管理マニュアルの中で明記されている。マニュアルは職員室内に保管。職員がいつでも確認可能な状態となっている。

11. 保育協会、保育連盟などからの情報を得ている。事業運営に関する法令が変更された時には、職員会議や毎日のミニ会議で全員に対して口頭での説明を行っている。緊急を要する場合は規定やガイドラインの変更を都度実施している。保育協会の研修に職員を派遣している。

12. 施設長が保育協会の研修に役員として参画しており情報を得る機会は多く確保できている。職員の受講、技術の指導については組織的な課題として残る。

13. 職員が働きやすい環境を作るために複数担当制としている。理事会機能も活用しながらより組織的に改善に取り組む事を進められてはどうか。

14. 採用活動には積極的に取り組んでおり、ハローワークへの求人や就職フェアに参加している。施設長は保育連盟の人材確保対策委員として舞鶴市、京都府下の人材確保に取り組んでいる。今後は中期的な事業のあり方を見据えた人材確保計画を今後策定されてはどうか。

15. 就業規則の中で昇級に関する規定は策定している。処遇改善と併せてキャリアパスの仕組みを策定しているが、俸給表への反映はなされていない。人事考課、キャリアパス、目標設定の仕組みは活用されていない。

16. 職員配置や役割分担を検討する事で職員が働きやすい環境設定をしている。超過勤務は、36協定を職員の代表者と確認をして対応している。記録や製作物などは極力負担を少なくするように配慮され超過勤務の削減に努めている。メンタルヘルスには常駐している看護師、子育て支援員が職員の話聞く時間を設定するなどしている。福利厚生は京都府民間社会福祉施設共済会に加入している。市保連の保険にも加入している。動画を作成しホームページにリンクを貼っている。

17. 期待する職員像は明確に示されていない。京都府のキャリアアップ研修に参加する機会がある。目標設定やその達成度を確認する仕組みは今後検討をされてはどうか。

18. 研修は保育協会の研修を中心に受講の機会が確保されている。

19. 保育協会のキャリアアップ研修を軸に受講を進めており、京都人材育成認証制度に関連する研修に参加を促している。園内研修は年度始めや年度末に、食育、KYTに関連する研修を実施している。理事長の研修が毎週開催されている。新人職員へのOJTは担当者とノートを設定し毎日交換日記の様に意見交換をしている。習熟段階によって記載内容に工夫がなされている。

20. 高校生の職業体験、養成校からの保育実習を受け入れている。受け入れに関しては保育協会や学校からの資料を活用している。学校と連携し、ミドルリーダーの職員が指導者となっている。保育協会のキャリアアップ研修で実習に関して学ぶ機会が設定されている。

21. ホームページは適宜更新されており、情報公開のツールとなっている。苦情・相談の受付体制の公表がなされていない。子育て広場の広報誌「よちよち広場」を作成し、関係機関に配架している。園の行事を催す時には近隣の住民にはお知らせをしている。

22. 司法書士、会計士と顧問契約をしており、都度相談できる状況にある。必要な相談内容は職員に周知されている。物品購入は所定の書式の作成を定めている。金額の大きい支出の取り扱いは先決事項の中に明記され適切に処理がなされている。

23. 近隣の信用金庫とは日常的に関わりがあり、商店街のイベントで子どもの作品展示やパレードを行っている。夏祭りを開催、近隣住民にも参加の呼びかけをしている。コロナ禍においては作品展を開催するなどの工夫をしている。玄関に掲示板があり、保護者への情報提供を行っている。運営母体がお寺である事は明文化されていないため今後方針を明確に示されてはどうか。

24. ボランティアの要望があれば受け入れは実施している。子育て広場では行事のスタッフなどに高校生、大学生が参加。受入れ姿勢の明文化、受け入れ規定の作成・更新はなされていない。

25. 子育て支援「よちよちひろば」と連携し、短時間の一時預かりなど地域のニーズに沿った事業を展開。支援学校、保健所、支援センターとも連携し発達障害への支援を進めている。関係団体と連携し子ども向けの性教育の機会を設ける等している。保幼小連携事業では卒園までどのようにサポートするかの検討に取り組み、市にも報告書を提出している。関係機関の連絡先は一覧にして周知されている。市から「まいづるカリキュラム015」が策定され、連携が進められており発達支援に取り組んでいる。要対協と「よちよちひろば」と連携して権利侵害への対応を進めている。

26. 保育相談を随時受付、講演やコンサートを開催し地域住民参加の機会を持っている。市の一時預かりをより利用しやすい様に一時間単位での一時預かりを実施している。園庭開放事業を検討したが、子育て広場事業との関係もあり実施していない。商店街が中心となっているまちづくりのNPO法人の活動に参画する事や地域の桜まつりに協賛金で協力している。災害時の広域避難所として指定も検討したが水害の被害を受ける地域であるため受託せず。近隣の高校生の部活の練習場所として活用するなど積極的に取り組んでいる。

27. 「よちよちひろば」と連携した一時預かり、民生委員との連携、近隣の商店の相談を受けるなどしながら、市の福祉ニーズの把握に努めている。法人本体のお寺で相談を受け、犯罪歴のある人の社会復帰などの支援。お寺の初産式、お寺のイベントに子どもたちと参加している。ボーイスカウトのリーダーと関係を持ち、園の行事等について協力を得ている。「よちよちひろば」で給食体験の日を設けて、低価格で食事提供をしている。地元企業のイベント告知を行うなど街を応援する等の取り組みをされている。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	B	B
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	A	B
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	A	A
	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	A	A
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	A
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B	A
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	B	B
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B	A

Ⅲ-2 福祉サービスの質 の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的 な実施方法が確立している。	40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	B	B
		41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B	C
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サー ビス実施計画が策定されている。	42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	B	A
		43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	B	A
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切 に行われている。	44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	B
		45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	A	B

[自由記述欄]

28. 保育方針・目標、課程に子どもを尊重した保育について明文化している。重要事項説明書に明記すると共に園内に掲示している。不適切な保育をしないということはミニ研修や職員会議で繰り返し伝達し、年間指導計画にも反映させている。標準的な実施方法は今後検討が必要。人権に関しては仏教的発信 命の大切さを伝える機会がある。研修を受講後の報告書から実践に活かすサイクルを今後構築したいと考えている。

性差について 子どもに対しては「くん」「ちゃん」付けで呼んでいる。子ども自身の呼称は本人の言葉を尊重している。外国籍の方もおり、複数の言語で挨拶文を掲示している。

29. 重要事項説明書を用い家族に説明している。「保育所・幼稚園危機管理マニュアル」を用いて対応している。個人情報の取り扱いは職員に周知徹底している。月刊誌「保育ナビ」などから最新情報を得ているが、園独自のマニュアルは整備されていない。プライバシー保護や権利擁護に関する研修を受けている。トイレにはケガ防止のため扉を設置しておらず廊下からトイレの中が見える構造になっているため、安全性とのバランスも考慮した対策の必要性を感じている。

30. 舞鶴市発行の「ご利用案内」を活用するとともに市内の公共施設等に配置している。年度途中の入園相談や見学希望は随時受け付けている。ホームページと動画の活用による情報提供を行っている。

31. 保育時間の変更などがある場合は、保護者の意向に配慮している。保育の開始・変更時には英訳した資料を用意するなど保護者がわかりやすいよう工夫している。外国籍の方など個別の配慮が必要な場合には個々に応じた説明、運用が図られている。

32. 保育記録や保育要録を用いて引継ぎ。卒園後にも運動会や遠足への参加を促し繋がりをもっている。卒園後も「これからも見守り続けます」というメッセージを送っている。

33. これまで第三者委員につながる苦情はない。受けたご意見要望や指摘、苦情は検討内容や対応策を園だよりで保護者にフィードバックしている。受付した苦情は「クレームノート」に記録する手順となっている。

34. 「ご意見箱」を設置し意見が出しやすい様に工夫している。個別相談については、時間帯など配慮し事務室や「よちよち広場」など話しやすいスペースを確保し対応している。

35. ご意見箱や連絡ノートでご意見を受け付けている。いただいた意見は、園だよりで毎月フィードバックしている。相談対応の手順が定められた書類（報告書）を整備している。対応書類は定期的に見直しを行っている。事務室窓口でのやりとり中で保護者からの意見の把握に努めている。

36. リスクマネジメント委員会は設置せず各クラス毎に担任が「点検記録表」を用いて設備点検を行い主任が取りまとめている。事故発生時の手順を明確にし職員に周知している。毎年京都府保育協会の研修会として危機管理スペシャリストが来園されている。

37. 日常的な感染症対策は講じており、「新型コロナウイルス感染対応フローチャート」を整備し園内に掲示している。

38. 毎月、避難訓練を実施している。立地条件や過去の災害の経験から避難方法やルートなど対応体制を定めている。保育を継続するための対策についてはBCPマニュアルの整備も含めて検討をさせてはいかかがか。

39. 不審者侵入時は「保育所・幼稚園危機管理マニュアル」に基づいて対応している。警備会社と契約し通報システムを整備。不審者対応マニュアルの見直しと差し替えが実施され安全確保に努めている。

40. 子どもの尊重、プライバシーの確保は保育過程や年間指導計画と共に周知されているが、標準的な実施方法について文書化が不十分

41. 標準的な実施方法の文書化がなされていないため、見直しは実施できていない。

42. 園長が指導計画策定責任者となり入所前の情報を基に指導計画が策定されている。全体的計画に基づき個別指導計画が策定され、重説の中で保護者から承諾を得ている。計画に基づき保育実践の振り返りを行う事で保育の質の向上に努めている。支援困難ケースに対しては専門機関との連携し取り組んでいる。

43. 指導計画は定期的に見直し、変更した内容はSNSを活用するなどして迅速に職員への周知に努めている。指導計画は会議などを通して検討されている

44. 0.1.2歳は個別記録 3～5歳はクラス毎の記録を用いている。決められた様式（「子どもの姿」「気づき・配慮」の項目）に手書きで記録。児童票としてファイルに保管されている。書き方に差異が生じないように記録を確認し職員への指導を行っている。ICTを検討した導入には課題が残っている。

45. 記録の取り扱いについてはOJTや研修にて職員への教育が行われている。記録の管理に関する保管、保存、破棄、情報の開示請求に対する規定が定められていないため、策定について検討をさせてはいかかがでしょうか。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-1 (1) 保育課程の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	A	A
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	A	A
	A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A	A
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A	A
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	C	B
		51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	C	B
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	C	B
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	C	B
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	B	B
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	A	A
		A-1-1 (3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	A
	58		② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A	A
	59		③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	A	A
	A-1-1 (4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A	A
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A	A

【自由記述欄】

46. 児童憲章に基づき計画が策定されており、定期的な見直しを実施されている。

47. 衛生管理には重点的に取り組み、毎日の清掃や消毒を実施している。CO2測定器を設置し、換気の目安とする事や薬剤師の現場確認によるチェックや改善をしている。床材や壁材にも配慮された建物は清掃が行き届いた快適な空間となっており、園庭には木製の遊具等が設置されている。個別の対応が必要な場合には落ち着ける場所や空間は適宜作成され対応している。食事、午睡の場所は別途設定している。

48. 子どもの気持ちを受け止めるため舞鶴市が取り組んでいる発達支援リーダー研修は全職員が受講を推奨している。個別対応を学ぶことで保育の質の向上につなげている。

49. 基本的な生活習慣を身につけるために、自身でできる事を見守る事を重視している。仏教を基にした法人であるため園内にある親鸞聖人の像に手を合わせるなどの挨拶の習慣を身につけるようにしている。子どものペースに合わせて、活動と休息を組み合わせた活動としている。

50. こどもが主体的に取り組む保育が具体的に確認できなかった。子どもの主体性という事に着目し遊びの発展のために、観察と保育者の介入のありかたを園として検討をされてはいかかが。

51. 0歳1歳児が同じ保育室で過ごしている。子どもの状態にあわせた必要な保育が検討できておらず、毎年の恒例行事に合わせた環境設定がなされている事もある。家庭とのやり取りは「ちょうめん」を使って24時間の様子を把握できるようにしている。

52. 3歳未満児においては、他児とのトラブルに対して、相互の立場に立った考察が不十分な側面もあるが、必要に応じて家庭での状況を把握するなどしている。

53. 3歳以上児には子どもたちが遊ぶスペースでどのように過ごしているかに着目し、ゾーン保育に取り組んでいる。子供たちの遊び方に合わせた環境設定を行っている。園外への散歩などの活動も積極的に導入されている。

54. 発達支援を行う事例も多く、個別支援については発達の凹凸に応じた個別の保育となるようにチームでの保育を展開されるように取り組んでいる。特性に応じて必要に応じた環境設定や個別支援が展開されている。医療関係の機関、療育センター、ことばの教室などと連携できる様に保護者に情報提供をしている。個別の指導計画に沿って保育を実施している。

55. 朝の仏参や動線が交差する時には異年齢で過ごす時間も設定されている。延長保育は遅出職員で対応しており正確に保護者との状況共有が図れるようにしている。18:00以降の延長時には補食の提供をしている。延長保育の利用は当日でも受け付けており出席簿にて把握されている。



56. 舞鶴市の保幼小連携事業に基づき年間を通して小学校との連携を図っている。連携のあり方としては授業体験や園の訪問、屋外活動などの企画を連絡会議で行っている。

57. 健康管理は定時の検温や午睡のチェック表の活用をし把握している。緊急時は保育所実施指針に基づき対応している。予防接種や既往歴については入園時に把握している。SIDSへの対応としてはチェック表を用いて把握している。

58. 健康診断（内科）、歯科検診、適宜歯磨き指導を実施している。検診の結果は「歯科検診結果」を用いて保護者に報告している。

59. アレルギーへの対応が必要な子どもには栄養士、調理師と相談し食器やトレイなど視覚的に配慮し、症状に応じて物理的に距離を離すなどの対応をしている。近隣の病院のアレルギー対応研修に参加し、対応マニュアルの整備に繋げている。預かった内服薬は看護師が把握している。

60. 園内の厨房にて、委託した外部業者で給食を提供。業者による献立で、食分量や季節感にも配慮された食事が提供されている。手作りおやつが提供されており、メニューをSNSで情報発信している。子どもたちが自らクッキングをする事で食事に興味関心を持てるように取り組んでいる。食事前の時間に食事を楽しむ雰囲気作りをしている。発達段階に応じた保育の中で「食べる」という行動を重視している。

61 委託業者とのやり取りを積極的に行い、盛り付けに対しての提案や園からの希望にも応じてもらうなどの工夫がなされている。

## A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	A	A
	A-2-(2) 保護者等の支援	63	① 保護者等が安心して子育てができるよう支援を行っている。	A	A
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び 虐待の予防に努めている。	A	A
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	B	B

### [自由記述欄]

62. 自粛期間には家庭での様子を動画で送付してもらい動画を編集。家でのご様子を発表できる場とする事で好評を得ている。日常的には、送迎時の情報共有や連絡ノートで連携している。指導計画にも保護者との連携は明記している。

63. 日常的に保護者との連携は密におこなっており保護者の悩みや相談にも応じる体制ができている。園だよりを送付する時に「保健だより」「食育だより」を同封して情報提供をしている。園での様子を動画編集し、園のホームページにリンクを貼り、園の状況をより正確に把握してもらうようにしている。保育士が相談しやすいように複数担当制となっているが、担当以外でも相談は適宜行う事ができている。

64. 権利侵害の可能性のある場面への対応は重点的に取り組んでおり、舞鶴市の子供総合相談センターと連携して対応している。複雑な状況が混在している家庭には子どもへの影響を最小限にするための見守りと関係機関の連携を行っている。行事等の挨拶時には子どもの虐待について触れ、注意喚起を行っている。舞鶴市の民生委員会が「こんにちは赤ちゃん事業」を継続して取り組んでおり情報共有を行っている。

65. PDCAサイクルに基づく保育の展開が不十分な側面がある。振り返りができていない事があるため日々の保育実践が不十分な事もある。客観的な事実に対して子どもの反応や様子を捉える事をより進めたい。全体的な計画が明確にされていないため、振り返りや評価が十分に取組めていない。